

保育サービス（認可外保育施設）の質についての意見

少子化対策特別部会

吉田正幸

本日の会議は所用により欠席いたしますので、以下の通り意見を申し述べさせていただきます。言葉足らずな点をご容赦ください。

- 保育サービス全体のあり方について（質の確保と量の拡大が不可欠）
  - ・ 質の確保という観点からは、認可保育所を中心としたサービス供給を基本とすべき
  - ・ 一方、待機児童の多い地域では、地域にある認可外保育施設の認可化を促進する必要がある
  - ・ 認可が困難な認可外保育施設に関しては、非定型的保育や家庭的保育などの活用を促すとともに、認可保育所の待機者を対象に利用者の保育料負担の軽減策を検討する必要がある
  - ・ 保育の機能に着目した新たな評価指標を開発し、認可・認可外を問わず機能評価を行う
  
- 認可外保育施設の認可化について
  - ・ 認可化に際しては、ナショナルミニマムとしての最低基準を適用する（地域によって異なる基準は設定しない）
  - ・ ただし、現行の最低基準（特に施設設備関係）については、科学的・実証的な調査研究の成果を踏まえて必要な見直しを行う
  - ・ 認可保育所の最低定員については、一定の要件を課した上で3歳未満児に限り20人以下の定員を認める（例えば3歳以上児の受け入れが可能な認可施設が近隣に存在し、連携できるなど）
  - ・ 現に待機児童が存在する、または潜在的な待機児童が見込まれる地域においては、最低基準をはじめ一定の要件を満たした認可外保育施設から認可申請があった場合、特段の事情がない限り認可する（認可権者の裁量を認めない）
  - ・ 同様に、現に待機児童が存在する、または潜在的な待機児童が見込まれる市町村においては、保育の実施義務に例外を認めず、認可外保育施設の認可化を促進する
  - ・ 認可を志向する施設については、例えば1年以内に認可化することを条件に、施設設備整備費や事業費などを補助することを検討する
  
- 認可化が困難な施設について
  - ・ 特定保育や一時保育、休日保育、夜間保育など非定型的な保育サービスについては、認可外保育施設であっても一定の要件を満たすことを条件に補助の対象とすることを検討する
  - ・ 児童福祉法の改正によって家庭的保育が制度化された場合、これを活用することで認可外保育施設の小規模多機能化が可能になるのではないか
  - ・ 保育サービスの利用者に受給権を与えることによって、認可保育所に入れない認可外保育施設の利用者に対して、保育料負担軽減を行うことが可能になるのではないか

○ その他

- ・ 待機児童がいる市町村では、行政担当者レベルで一種の“窓口規制”や利用者には不適切な対応をするケースもあり得るため、保育所に対してだけでなく、市町村に対しても第三者的な苦情解決の仕組みを導入することを検討する必要がある（利用者にとって保育所は選択できても、居住する市町村は選択できない）
- ・ 待機児童の多い都市部では、多様な働き方に柔軟に対応できる保育サービスが求められており、「保育に欠ける」要件や待機児童の定義を見直す必要があるのではないか（それによって多様な提供主体の参入に対する捉え方も変わるのでは）
- ・ 認可外保育施設の認可化に関しては、最低基準の問題だけでなく、自治体によっては設置主体が社会福祉法人であるかどうか大きく影響するため、設置主体の違いを踏まえた認可化の促進方策を検討する必要がある
- ・ 様々な事情により就労証明を出せない利用者もいて、結果として認可外保育施設を利用せざるを得ないケースもある。こうしたケースをどう考えるか
- ・ 東京都の認証保育所に限らず、横浜市や川崎市、堺市、仙台市などが独自に認証（認定）して行っている保育施設の特徴も把握したい（要望）

○ 将来的には、認可制度そのものの見直しを行う（私案）

- ・ 認可は主として施設設備や職員配置などに着目して行われているが、このうち施設設備に関する基準については、認定こども園のように機能に着目して認可する仕組みに変更する
- ・ 機能認可に際しては、国が保育サービスの質を確保するために最低限必要な機能要件を示す
- ・ 国の基準に基づいて、自治体がそれぞれの事情に応じて保育サービスの質の向上に必要な機能基準を付加的に定める
- ・ 国の要件に基づいて自治体が定めた基準を満たしていれば、所定の審査を行った上で原則としてすべて認可することとする（機能に対する何らかの評価を義務づける）
- ・ 機能認可に係る国の機能要件は、科学的・実証的な調査・研究に基づいて設定する